

けんりようごじぎょう

# 権利擁護事業

ほうじんこうけんじぎょう

あんない

# 法人後見事業のご案内

だれもが安心してすみ慣れた場所で、  
その人らしく健やかに暮らし続けられるようご支援いたします。



「<sup>すみ</sup>慣れた<sup>ちいき</sup>地域で、<sup>じぶん</sup>自分らしく<sup>く</sup>暮らし<sup>つづ</sup>続けたい」これは、<sup>すべ</sup>全ての<sup>ひと</sup>人の<sup>きょうつう</sup>共通の<sup>ねが</sup>願いです。  
市貝町社会福祉協議会は、この<sup>だれ</sup>誰もが<sup>も</sup>持つ<sup>そほく</sup>素朴な<sup>ねが</sup>願いが<sup>まな</sup>かなえられるように、「<sup>あそ</sup>学び<sup>あ</sup>合い、<sup>あそ</sup>遊び<sup>あ</sup>合い、<sup>あそ</sup>支え<sup>あ</sup>合う<sup>あ</sup>関係<sup>あ</sup>づくり」を理念に<sup>ちいき</sup>地域<sup>あ</sup>づくりをすすめています。

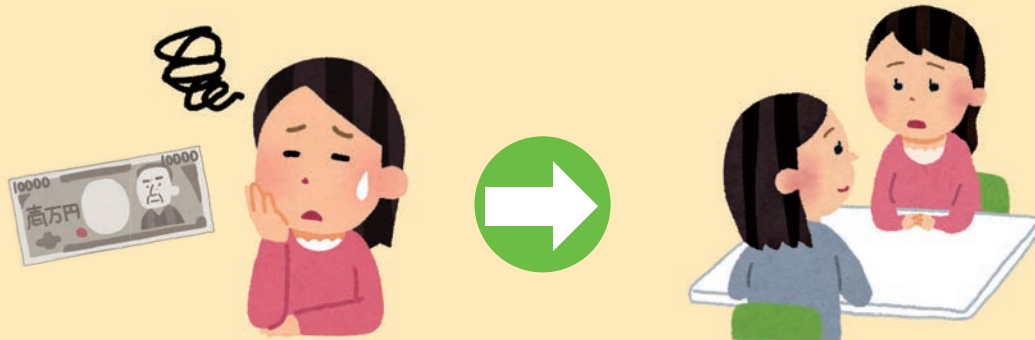
しゃかいふくしほうじん いちかいまちしゃかいふくしきょうぎかい

# 社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会



## せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは？

にんちしょう しょうがい だいじ ものごと き いえ  
認知症や障害などにより、「大事な物事を決めること」「家や  
かね かんり じしん じゅうぶん  
お金などを管理すること」に自信がない、十分にできなくなっ  
てしまった方が困らないように、本人を守り、支援する「人」  
もう せいど  
を設ける制度です。



しえん ひと こうけんじん い  
この支援してくれる人を「後見人」などと言います。  
こうけんじん かていさいばんしょ えら ほんじん おも  
「後見人」は「家庭裁判所」から選ばれ、本人の思い  
たいせつ けつてい かんり  
を大切にしながら決定、管理をしてくれます。

## ほうじんこうけん 法人後見とは？

社会福祉協議会



成年後見人

こじん ではなく、ふくし せんもんしよくいん ふくすう  
「個人」ではなく、福祉の専門職員が複数いる

ほうじん せいねんこうけんにとら えら  
「法人」を成年後見人等を選ぶことです。

ほうじんこうけんじぎょう いちかいまちしゃかいふくしきょうぎかい  
法人後見事業では市貝町社会福祉協議会  
が「後見人」等になります。

（ただし、かていさいばんしょ えら ひつよう  
家庭裁判所から選ばれる必要があります。）

### ほうじんこうけん とくちょう ★法人後見の特徴

- たよう ようぼう こた  
多様なご要望に答えることができます。
- ちょうきてき あんてい しえん  
長期的に安定した支援がおこなえます。
- ほうじん せきじん かんり  
法人が責任をもって管理いたします。



# し えん ない よう      ほう じん こう けん ぎ よう む 支援内容 (法人後見業務)

## しん じ ょ う かん ご    せい かつ    し えん    かん 身上監護 (生活の支援に関すること)

- ① 福祉・介護サービスの利用手続き  
や福祉施設の入所契約など
- ② 病院の受診・入院等に関する  
手続き
- ③ ご本人への定期訪問による  
見守りや相談
- ④ その他、必要な支援

※ 食事の世話や実際の介護、  
送迎、医療行為の同意、保証人等は  
成年後見等の職務とはなりません。



## ざい さん かん り    かね    ふ どう さん    かん 財産管理 (お金や不動産に関すること)

- ① 年金等の収入管理
- ② 公共料金、家賃、税金、  
保険等、生活費の支払い管理
- ③ 預貯金、定期預金、有価証券、  
生命保険等金融商品の管理
- ④ 不動産の管理
- ⑤ その他、必要な支援



## ほう じん こう けん じ ぎ よう    り ょ う    か た 法人後見事業を利用できる方

原則として、紛争中でなく、生活支援や日常的な金銭管理が中心の  
以下のいずれかに該当する方

① 認知症高齢者 (若年性認知症を  
含む) または、20歳以上の知的、  
精神障害者の方で判断  
能力が十分でない方



② 町長や市長が申立てをする方で、  
ほかに成年後見人等が選ばれてい  
ない方



③ その他、利用が必要と認められた方 (※1)



(※1) 市貝町法人後見運営委員会で法人後見の受任が認められた方となります。  
任意後見人および成年後見監督人等の受任はおこなっておりません。

もよ せいねんごうけんせいどそうだんまどぐち  
**最寄りの成年後見制度相談窓口**



いちかいまちけんこうふくしか  こうれいかいごがかり 市貝町健康福祉課  高齢介護係	☎0285-68-1113
いちかいまちけんこうふくしか  ふくしがかり 市貝町健康福祉課  福祉係	☎0285-68-1113
いちかいまちそうごうそうだんしえん 市貝町総合相談支援センター	☎0285-81-3295
いちかいまちちいきほうかつしえん 市貝町地域包括支援センター	☎0285-68-1132
はがぐんしょうがいじしゃそうだんしえん 芳賀郡障害児者相談支援センター	☎0285-81-6565

その他、お住いの役所、福祉センターにご相談ください。

いちかいまちしゃかいふくしきょうぎかい あんない  
**市貝町社会福祉協議会へのご案内**



しゃかいふくしほうじん いちかいまちしゃかいふくしきょうぎかい  
**社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会**

住所：市貝町市塙 1720 番地 1 (市貝町保健福祉センター内)

電話：0285 - 68 - 3151 FAX：0285 - 68 - 3553

H P：http://www.ichikai-shakyo.org/ E-mail (法人)：iti-sya@atlas.plala.or.jp

